

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金で保険料を免除された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金では、年金を受けるための資格については、保険料を全額納めたときと同じ権利を得ることができますが、老齢基礎年金の年金額では、保険料を全額納めたときの一に対して、全額免除期間は二分の一、四分の三免除期間は八分の五、半額免除期間は四分の三、四分の一免除期間は八分の七で計算されます（注）。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって全額免除された期間は、老齢基礎年金の年金額には反映されないカラ期間になってしまいます。

そこで、これらの免除期間について、後でゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納できる期間の順序は先に免除された期間からとされていますが、学生納付特例と若年者納付猶予の期間は、先に追納することも選択できます。

平成22年度に追納する21年度までに免除された追納保険料の額は、下表のとおりです（平成19年度以前の追納額には一定の加算が行われています）。

なお、保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、住所地を管轄する年金事務所までお問い合わせください。

（注）平成21年3月以前に免除された期間は、全額免除で三分の一、四分の三免除で二分の一、半額免除で三分の二、四分の一免除で六分の五で計算されることとなります。

免除された年度	追納保険料額			
	全額免除	四分の三免除	半額免除	四分の一免除
平成12年度	15,770円	—	—	—
平成13年度	15,180円	—	—	—
平成14年度	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※半額免除は平成14年4月に、四分の一免除と四分の三免除は平成18年7月に、それぞれ創設されました。

詳しくは、稚内年金事務所（電話0162-32-1941）または役場町民課保健福祉グループ（電話5-1115 内線160）にお問い合わせください。